

## 社会福祉法人寿会 役員報酬規定

### (目的)

第1条 この規定は社会福祉法人寿会（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常務役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給することができる。
- (2) 非常勤役員等については、施設職員以外には業務に応じた報酬を支給することとし、施設職員を兼ねている者には支給しない。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤職員等に対する報酬等の額は次の通りとする。

- (1) 施設職員以外の役員等には、源泉所得税を控除した額が、10,000円になる額を支給する。
- (2) 施設職員を兼ねる非常勤役員等には、旅費規程に基づく旅費（交通費・日当・宿泊料）を支給する。

### (改廃)

第5条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、評議員会の承認を求めるものとする。

附 則 この規定は、平成30年6月20日より施行する。